

令和4年3月1日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

令和4年度「どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業」に係る企画提案の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、首都圏における北海道の観光情報発信拠点である『どさんこ旅サロン』について、令和4年度の運営委託先を下記のとおり募集いたしますので、ご案内申し上げます。

謹 白

記

1. 事業名

令和4年度 どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業

2. 実施期間

令和4年4月～令和5年3月

3. 委託内容

別紙「企画提案指示書」をご参照ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 当事業への参加表明 | 令和4年3月8日（火）12時必着 |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和4年3月15日（火）12時必着 |
| (3) 結果通知 | 令和4年3月24日（木）予定 |

※ 選考は企画提案書による書類審査となります。
(プレゼンテーション審査はございません)

5. その他

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を令和4年3月8日（火）12時まで、eメールまたはFAXで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月11日（金）以降、速やかに通知します。

6. 問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp

以 上

令和4年度 どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業 企画提案指示書

公益社団法人北海道観光振興機構

1. 委託事業名

令和4年度 どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業

2. 事業目的

首都圏における北海道の観光情報発信拠点である「どさんこ旅サロン（北海道・さっぽろ観光情報プラザ）」を運営し、北海道の観光情報を適確に提供することにより、北海道への誘客促進を図る。

3. 委託期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの期間

4. 予算上限額

12,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本事業は公益社団法人北海道観光振興機構理事会での令和4年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務内容及び予算上限額を変更、又は事業を中止する場合がある。また、同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、委託業務内容及び予算上限額を変更、又は事業を中止する場合がある。その場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

5. 企画提案しようとする者に必要な資格

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。なお、コンソーシアムの場合は、別紙1「コンソーシアム協定書」を提出すること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

① 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、

道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6. 運営条件

(1) 施設の名称

どさんこ旅サロン（北海道・さっぽろ観光情報プラザ）

(2) 施設の場所

東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館3階 札幌市東京事務所内

(3) 営業日

月曜～金曜 11:00～19:00（勤務時間は10:45～19:00）

※土日祝日及び年末年始休業

なお、営業開始時間前の来所者がパンフ等の入手を可能とするため、札幌市東京事務所により当サロンは9:00に解錠される。

(4) 運営体制等

一日当たり2名以上の勤務体制で運営すること。（休憩時間等を除き、2名以上の相談体制とすること）

加えて、当サロンの運営企画、勤務管理、各関係機関との連携・調整を行うマネージャーを配置し、原則として週1日以上勤務すること。

(5) 施設の管理等

- ・物品や施設の使用については、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。
- ・必要に応じて当サロンを清掃し、常に清潔で良好な状態を維持すること。
- ・感染症対策を施し、来所者及び運営スタッフの安全確保に努めること。
- ・光熱水費は負担不要とするが、節度を持って使用すること。
- ・当サロンの施錠管理については、施設を管理している札幌市東京事務所の指示、承認を得た上で適切に行うこと。

(6) 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と受託事業者が協議して決定する。

7. 委託業務の内容

(1) 観光情報の提供・相談対応

来所者や、電話等での北海道観光に関する問合せに対して、適切な相談対応を行うこと。

(2) 観光パンフレット等の配布

北海道各地の観光パンフレット等を備え付け、来所者に提供すること。

(3) どさんこ旅サロンの告知を目的としたPR活動

どさんこ旅サロンの告知を目的に、旅行会社訪問、SNSでの発信をはじめ、北海道及び北海道観光振興機構が実施する観光関連事業のサポート業務、メディア取材対応等を行うこと。

(4) 各関係機関との連携・調整

どさんこ旅サロンは、北海道と札幌市の連携事業として、両者で管理運営に関する協定書を締結し、札幌市東京事務所内に設置・運営していることから、業務の実施にあたっては、北海道東京事務所、札幌市東京事務所、北海道どさんこプラザ、どさんこ交流テラスなど、各関係先と連携・調整を行うこと。

(5) 告知ツール等の作成

どさんこ旅サロンの認知度を高めるためのPR資材（フライヤー、名刺、封筒など）を作成するとともに、効果検証を行うこと。

(6) 業務報告

相談件数、営業活動の状況など、本業務による実施状況を毎月報告すること。

8. 事業実施報告書及び成果物等の納品

事業終了後、本事業の実施結果と成果をまとめた以下の書類を、令和5年3月31日（金）までに提出すること。

(1) 事業実施報告書

(2) 成果物

本事業における広告宣伝で使用した媒体物

9. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 事業説明会 | 実施しません。 |
| (2) 当事業への参加表明 | 令和4年3月8日（火）12時必着 |
| (3) 企画提案書の提出 | 令和4年3月15日（火）12時必着 |
| (4) 結果通知 | 令和4年3月24日（木）予定 |

10. 事業説明会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本事業に関する事業説明会を実施しない。事業内容に関する質問を令和4年3月8日（火）12時まで、eメールまたはFAXで個別に受け付ける。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月11日（金）以降、速やかに通知する。

11. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、eメールまたはFAXで参加表明すること。

- (1) 提出期限：令和4年3月8日（火）12時必着
- (2) 参加表明書：別紙2のとおり
- (3) 表明先：公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出物 ① 企画提案書（A4版）5部（事業者名あり1部、事業者名なし4部）
② 見積書（A4版）5部（事業者名あり1部、事業者名なし4部）
※審査上、具体的な企業名・氏名が分からないよう伏せて作成すること。
- (2) 提出期限 令和4年3月15日（火）12時必着
- (3) 提出先 公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送すること。
※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※ 提出の企画提案書および見積書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお、電子データのみでの提出は認めない。（電子データで提出する企画提案書は事業者名を記載しないもの）

13. 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象とする。
- (2) プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。（企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。）
- (3) 審査は参加者から提出された企画提案書による書類審査とする。（プレゼンテーション審査を行わない）

14. 企画提案の選定規準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
 - ・ 指示内容を十分理解しているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークを確保しているか。

- ・効果的な事業内容となっているか。
 - ・施設運営にあたって、新型コロナウイルス感染症の対策を講じているか。
- (2) 業務遂行能力
業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。
- (3) 実現性
事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。
- (4) 経済合理性
経理の積算は適切かつ費用対効果が高い提案になっているか。

15. 留意事項

- (1) 企画提案は、1社1案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限を過ぎてからの企画提案書の提出、資料の追加、差替は認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、企画提案の内容について、当機構から質問することがある。
- (6) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (7) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と受託者が協議して決定する。
- (8) 業務遂行にあたっては、当機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ確かな対応及び効率的な手法により十分な効果が得られるように努めること。
- (9) 本業務により著作権その他の権利並びに成果品をはじめとする物品等の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- (10) 再委託の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託

に際し、当機構の承諾を要さない。

- (11) 新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。
- (12) この指示書に定めのないものは、当機構と受託者が協議のうえ決定する。

16. 問い合わせ

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL : 011-231-5881 FAX : 011-232-5064
佐々木 真 e-mail : s_makoto@vivithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責

任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに
帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するもの
とする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成
員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成
員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する
年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コ
ンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が
記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出す
る。

令和 年 月 日

代表者	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓐ
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓑ
構成員	(所在地) (名 称) (代表者)	ⓒ

参 加 表 明 書

期限：令和 4 年 3 月 8 日（火）12 時必着

宛先：公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064
佐々木 真 e-mail：s_makoto@visithkd.or.jp

令和 4 年度 どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業
に係る委託業務の企画提案に参加します。

会 社 名	
代表者名	
所在地	
ご担当者名	部署・役職：
	氏名：
ご連絡先	TEL
	FAX
	Email